解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年一月二十一日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

宮城県名取市増田字柳田三九五―一―Ｂ一〇三号　名取市関下土地区画整理組合

代表清算人　伊藤　好基

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十三年一月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

東京都港区赤坂一丁目一二番二〇号　パノラマ・ホテルズ厚生年金基金

清算人　坪井　護

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

福井県福井市田原二丁目二番五号田町ビル三階　特定非営利活動法人結婚支援フォーラム

代表清算人　片岡　昭信

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年一月二十六日岐阜県知事の認可により解散しましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

岐阜県美濃加茂市太田町三四三一番地一　美濃加茂市土地開発公社

清算人　丹羽　英治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月十五日に兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

兵庫県篠山市北新町四一番地　篠山市篠山口駅西土地区画整理組合

清算人代表　杉本　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町字山ノ神原七〇八二番地、最後の住所福島県耶麻郡猪苗代町山ノ神原七〇八二番地一四二

被相続人　亡　大森　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

福島県会津若松市南千石町六番五号会津若松商工会議所別館二階

相続財産管理人　司法書士　新田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市大字東三ツ木一四四番地、最後の住所埼玉県狭山市入間川一丁目六番六号七〇一

被相続人　亡　内海　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

埼玉県川越市仙波町一丁目五番地四四　相続財産管理人　弁護士　桑原　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市中戸一三六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　関野　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山下　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区作草部町一二七三番地の五、最後の住所千葉市稲毛区作草部町一二七三番地の五ハイマート千葉二〇八号

被相続人　亡　立花　文江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

事務所千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号春日ＢＬＤ五階秋山慎太郎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区本所一丁目一三番地の四、最後の住所東京都世田谷区赤堤三丁目一九番三号

被相続人　亡　島田　正直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区八丁堀二丁目八番地一、最後の住所東京都大田区蒲田本町一丁目六番八号丸昭第二

被相続人　亡　北山　裕久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市水橋小出九〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塩原　敬次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

事務所富山市西田地方町三丁目六番三〇号　相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市四方田町六〇番地、最後の住所富山市中市一丁目一五番八号

被相続人　亡　八ツ橋善隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

富山市堀端町二番二号　相続財産管理人　山本　尚宗

第９期決算公告

平成23年2月23日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

アクティブ・インベストメント・エイト特定目的会社

取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨

（平成22年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	14,216,116	流動負債	11,851,183
その他の資産	1,906,479	固定負債	1,018,407
流動資産	1,882,023	負債合計	12,869,590
繰延資産	24,456	社員資本	3,253,005
		特定資本金	100
		優先資本金	3,600,000
		剰余金	△347,094
		当期未処理損失	347,094
		純資産合計	3,253,005
資産合計	16,122,595	負債・純資産合計	16,122,595

損益計算書の要旨

（自　平成22年5月1日　至　平成22年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	795,628
営業費用	492,590
営業利益	303,038
営業外収益	800
営業外費用	236,797
経常利益	67,042
税引前当期純利益及び法人税、住民税及び事業税	67,042
当期純利益	475
	66,567